

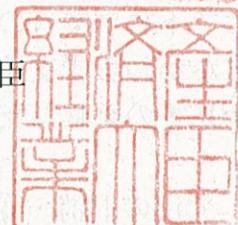
元食産第5252号  
20200306中第9号  
令和2年3月10日

関係事業者団体代表者 殿

農林水産大臣



経済産業大臣



## 新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける下請等中小企業との取引に関する一層の配慮について

新型コロナウイルス感染症が世界的な広がりを見せており、日本国内においてもサプライチェーン等への影響がすでに生じています。政府においては、国民の命と健康を守ることを最優先に当面緊急に措置すべき対応策を取りまとめておりますが、足下の状況を踏まえ、影響を受けている中小企業・小規模事業者に対しても、補助制度や金融支援等により、幅広く中小企業支援を講じております。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、下請事業者から、親事業者が十分に協議することなく、納期の遅れを理由とした一方的な取引の停止や適正なコスト負担を伴わない短納期発注などの行為を受けた旨の相談が寄せられています。

年度末を迎えることもあり、貴団体におかれましては、経営基盤の弱い下請等中小企業に対するこれらの影響を最小限とするため、貴団体所属の親事業者に対して、下請等中小企業との十分な協議の実施はもとより、下記の事項について周知徹底など更なる措置を講じていただくよう要請いたします。

### 記

#### 1. 納期遅れへの対応

親事業者においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、下請事業者が物資不足及び人手不足等に起因して納期に遅れる恐れがあることに留意し、十分な協議の上、顧客を含めた関係者の理解を得て、下請事業者に損失補填を求める事なく、納期について柔軟な対応を行うとともに、取引を継続的に実施するよう努めること。